公　募　公　告

下記のとおり公告に付します。
令和８年10月29日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局山梨県情報通信部長
武島　純

記

１．公募に付する事項
本業務は、アイコム株式会社製無線装置の保守用品の調達（内訳別紙のとおり）であり、装置の製造者以外に下記「２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。
なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が一者以上あった場合は、見積合わせを行うものとし、公募に参加する者がいない場合には、随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
（４）警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（６）装置の製造者であるアイコム株式会社から、製造に必要な知的財産、技術情報等の提供又は販売に必要な製品の供給及び販売の許諾を受けることができる旨の証明書を受領し提出すること。
（７）契約物品の製造を行う場合においては、全部若しくは大部分（物品の構造、機能、性能に係る部分）の製造について、第三者（親会社及び子会社を除く。）に対する再委託は認めない(材料、部品として関東管区警察局山梨県情報通信部が認めたものの購入を除く。)ので、製造に関する能力、技術及び設備を自社において有している者であること。

３．公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等
（１）担当部局
山梨県甲府市丸の内１丁目６番１号
関東管区警察局山梨県情報通信部　通信庶務課　経理係
電話番号　055-221-0110　メールアドレス:yamanashi.CGA@npa.go.jp
（２）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
令和８年11月12日（木）　15時00分
上記（１）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
（３）公募参加者は、関東管区警察局山梨県情報通信部担当者が求める説明及び文書の提出に速やかに対応すること。

４．参加意思確認書等の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

５．その他
（１）手続において使用する言語
日本語に限る。
（２）関連情報を入手するための照会窓口
上記３（１）に同じ
（３）資格等に関する書類は返還しない。

別紙

保守用品の調達品目及び予定数量

番号	品目	規格	予定数量
1	IPR形携帯用無線機用充電器	4045(CHG)	6個
2	IPR形携帯用無線機用外部スピーカマイク	4022(MI)	9個

参加意思確認書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局山梨県情報通信部長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

令和８年10月29日付けで公募公告のありました、アイコム株式会社製無線装置の保守用品の調達に係る参加意思確認書について、下記の書類を添えて申請します。

記

・　資格審査結果通知書（写）
・　製造業者から、製造に必要な知的財産、技術情報等の提供又は販売に必要な製品の供給及び販売の許諾を受けることができる旨の証明書

仕 様 書

1　　件　名

IPR形携帯用無線機用充電器　外1件の購入

2　　品名・規格・数量等

別紙のとおり

3　　納入期限

令和 9年 3月 26日（金）

4　　請負代金の支払い

8に示した検査に合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内

5　　納入場所

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

関東管区警察局山梨県情報通信部通信庶務課資材係

6　　一般適用事項

(1)　この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。

(2)　業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。

(3)　損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。

なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。

(4)　服装・名札・腕章等の着用により、請負者の作業員であることを明らかにして認識できるようにすること。

(5)　請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7　　搬入

(1)　搬入の日時は、その1開庁日前までに担当職員と協議のうえ、決定すること。

(2)　搬入は官庁勤務時間（平日午前8時30分～午後5時15分）に行うこととし、搬入前に担当職員に連絡すること。

(3)　搬入する車両は、環境負荷低減に配慮されたものであること。

(4)　製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

8　　検査

(1)　本仕様書に基づく検査は、山梨県情報通信部職員立ち合いの上、行うものとし、検査は、納入する全ての物品に対して行うものとする。

(2)　検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、山梨県情報通信部職員の指示に従うこと。

(3)　納入時には、納入場所に納品書を提出すること。

別紙

No	品名	規格	数量	単位	備考
1	IPR形携帯用無線機用充電器	4045(CHG)	6	個	相当品不可
2	IPR形携帯用無線機用外部スピーカマイク	4022(MI)	9	個	相当品不可